

次のとおり、公募による企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成25年4月23日

北海道根室振興局長 千葉 均

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

広域・滞在型観光対策事業委託業務

(2) 事業目的及び内容

ア 目的

当該事業は、市町村、民間団体と連携・協力して、近年増加している個人旅行者のうち2次交通利用者を対象とした意識、旅行動態等に係る調査及び分析を実施し、調査結果の公表・提供及びその活用により、地域における実効的な個人旅行者の誘客を加速させ観光振興による地域経済の活性化及び雇用・就業機会の創出を図る。

イ 内容

(ア) 広域的な滞在型観光施策等の検討に資する調査票の作成

道東3振興局（根室振興局・オホーツク総合振興局・釧路総合振興局）管内における個人旅行者の意識、旅行動態等を明らかにし、今後の広域的な滞在型観光の施策検討や地域観光事業者等の取組を促進するための実効性の高い調査内容及び調査方法について検討し、調査票を作成する。

(イ) 調査の実施

上記（ア）の調査票及び調査方法に基づき、道東地域における2次交通を利用する個人旅行者の意識、旅行動態等に係る調査を実施する。

(ウ) 調査結果の分析及び報告書の作成

上記（イ）の調査結果を総合的に分析し、道東地域に関心の高い個人旅行者の意識、旅行動態等の現状、課題及び対策等に係る報告書を作成する。

(3) 契約期間

契約締結日より5ヶ月間

(4) 成果品

業務報告書（紙媒体100部、CD-ROM2枚）

(5) 納入場所

北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に事務所を有する法人であること。

ただし、コンソーシアムについては、道内に事務所を有する法人をその構成員に含むこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の競争入札参加資格指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2項第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 道税を滞納している者でないこと。道内に事務所を有していない者（道に納税の義務のない者）は本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。

オ 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。

カ コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 担当部局

郵便番号 087-8588 住所 北海道根室市常盤町3丁目28番地
北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課 担当 山野井
電話番号 0153-23-6830
F A X 0153-23-6223

4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 平成25年5月8日(水) 午後5時(必着)

イ 提出場所 3に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等送付記録が残る方法に限る)により1部提出すること(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)。なお、1つのコンソーシアム又は単体企業が、本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案(プロポーザル)説明書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成25年4月23日(火)～平成25年5月8日(水)
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 交付場所

3に同じ。

その他、北海道根室振興局商工労働観光課ホームページにも掲載する。

6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 4の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限 平成25年5月22日(水) 午後5時(必着)

イ 提出場所 3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等送付記録が残る方法に限る)により7部提出すること(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)。

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有さない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を審査し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

9 契約手続

特定者を見積徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

10 緊急雇用創出事業

本事業は緊急雇用創出推進事業として実施することから、この実施要領に沿って離職者の新規雇用等を行う必要がある。

11 その他

(1) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明

提出された企画提案書の内容についてプロポーザル審査会（ヒアリング）を行う。ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(2) その他留意事項

- ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担となる。
- イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ウ 審査結果及び特定者名は公表する。
- エ 詳細は、別紙企画提案指示書等による。